

第 1 回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和 7 年 7 月 30 日（水） 11 時 23 分～11 時 40 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	三上委員、山口委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	倉本委員、松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 兵庫県最低賃金の改正審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 ただ今から、第 1 回兵庫県最低賃金専門部会を、開会させていただきます。 本日は千田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。 本日は、第 1 回目の専門部会となりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事を進行させていただきます。 傍聴者の方々におかれましては、受付でお渡ししています遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 それでは、議題 1 「部会長及び部会長代理の選出について」に入らせていただきます。 部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益代表委員のうちから選挙で選出していただくことになります。 慣行によりますと、まず、公益代表委員のみなさまの御相談等により部会長及び部会長代理の候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいていますが、それで、よろしいでしょうか。 ○各委員 異議なし。	

○山中労働基準監督官

それでは、公益委員の方から御推薦をお願いいたします。

○山口委員

前もって公益委員で相談しておりまして、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員を推薦いたします。

○山中労働基準監督官

ただ今御推薦いただきましたとおり、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員と
のことではありますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

異議なしとの声がありましたので、部会長に千田委員、部会長代理に三上委員が
選出されたものと、確認いたします。

それでは、この後の専門部会の議事進行につきましては、千田部会長が御欠席です
ので、三上部会長代理をお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたし
ます。

○三上部会長代理

部会長代理に選出されました三上です。慎重かつ円滑な審議に努めたいと思いま
すので、部会委員の皆様には御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします
ます。

それでは、議事を引き継ぎ、進行したいと思います。

次に、専門部会の議事録の内容を確認していただく委員を指名したいと思います。

部会長及び部会長が指名した委員 2 名が議事録の確認を行うこととしていますが、
本日は部会長が欠席ですので、部会長代理の私と、労使委員から 1 名ずつが議事録確
認をしたいと思います。

まず、労働側の委員は、どなたにされますか。

○労働者代表委員

堀井でお願いします。

○三上部会長代理

使用者側委員は、どなたにされますか。

○使用者代表委員

松岡をお願いします。

○三上部会長代理

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、堀井委員、松岡委員と本日は部会長に代わって私がすることとします。

また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名することにしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

それでは、議題2の「兵庫県最低賃金の改正審議について」に移ります。

まず、本来であれば、中央最低賃金審議会の目安小委員会等で目安が示されて、それを参考にして兵庫地方最低賃金審議会において、特にこの専門部会において金額改正審議を行っていくこととなります。

事務局において、中央での目安審議の状況について説明をお願いします。

○安積賃金室長

先ほどの本審でもお伝えしましたが、中央での目安の審議状況ですが、4回目の目安小委員会が昨日開催されましたが目安は出ませんでした。

次回は明日31日となっており、そこで目安が出るかどうか不明である状況です。

ですので、中央が示す目安の伝達は本来本審で行っておりますが、このような状況ですので、先にこの専門部会で行う場合もあるということで、本審で了承をいただいております。

また、例年より目安が遅れていることから、今後のスケジュールを申しますと、配布資料2を御覧いただけますでしょうか。

これは、地域別最低賃金の答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表になります。

通常のスケジュール通り8月5日に答申しますと、異議申出締切りを8月20日とし、官報公示を9月1日に行い、10月1日に発効することとなります。

この答申日が8月6日となりますと、発効日は10月2日、答申日が8月7日となる

と10月3日となり、以下、一覧表のようになります。

○三上部会長代理

まだまだ先が見えないですね。

事務局から目安審議についての経過説明がありました。

今年度は、現在、中央で目安答申されておらず、現在も審議中ということですので、中央での目安答申を待ちたいと思います。

事務局においては、別途、中央の目安伝達のための専門部会の開催準備をお願いしたいと思います。

また、目安が出ていないことから労使からの金額改正審議に臨むに当たっての基本的な考え方は次回にしたいと思いますので、労使委員はその準備もお願いします。

委員の皆様は、それでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

では、今後、公労使でしっかりと審議していき、共通の認識を持てる部分、認識が異なる部分等を整理していき、認識が異なる部分については、しっかり意見交換をして議論を深めていきたいと思います。

また、中賃の目安が示された後は、基礎調査結果の状況等を踏まえ、公労使の三者合意を目指して審議を進めていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

他に意見等はよろしいですか。

○各委員

(なし。)

○三上部会長代理

では、最後に事務局から日程等について、改めて説明してください。

○安積賃金室長

次回の2回目の専門部会は、明後日8月1日、午前10時からこの場所で開催したいと思います。

続きまして、今後の専門部会の公開、非公開ですが、昨年から、「公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開する」として実施しているところです。

今年も引き続き三者が集まって議論を行う場は公開していくことといたしたいと思いますが、この件について御審議をお願いします。

○三上部会長代理

では、今回は8月1日、午前10時からこの場所で開催したいと思います。

次回以降の部会における公開、非公開の件ですが、一昨年から、「公労使三者が集まって議論を行う全体会議は公開する。」として実施しているところです。今年も引き続き三者が集まって議論を行う場は公開していくことといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

それでは、本日開催分も含めて、次回以降の専門部会についても原則公開したいと思います。なお、公労、公使など二者以下での協議の場に関しましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合」等に該当すると考えられますので、そうした二者以下での協議の部分は非公開とします。よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○三上部会長代理

この公開の件で、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○安積賃金室長

傍聴手続きについて御説明させていただきます。

○山中労働基準監督官

一昨年度から第2回目以降の専門部会も公開になっておりますが、2回目以降の専門部会の傍聴の手続き方法について、事務局から簡単に御説明いたします。

2回目以降の専門部会につきましては、短期間にほぼ連日の開催となり、本審のように事前に一定期間傍聴申し込みを受け付けて、通知まで行う時間がございません。

また、今年度につきましては、先ほど室長から説明がありましたように、中央最低賃金審議会での目安答申日が未定となっております。

次回、2回目につきましては、8月1日、午前10時からの開催を予定しており、こちらの開催通知につきましては、本専門部会終了後、ホームページに掲載予定としております。

その後、3回目以降の専門部会につきましては、目安答申後、開催予定日時を一括で御案内させていただくことといたします。

3回目以降の開催通知につきましては、中央最低賃金審議会での目安答申があった日にホームページ掲載予定とさせていただきます。

続きまして具体的な傍聴手続きについてですが、開催当日に開催時間 30 分前までに直接受付に来ていただいて申し込みをしていただき、希望者が多い場合は抽選を行う形式といたします。

希望者が多く、抽選を行った場合は、落選された方や、抽選後の来場者は傍聴不可とさせていただきます。

ただ、30 分前の受付締切時間を過ぎても、希望者が少なく、傍聴席に余裕がある場合は、部会開始の 10 分前までは、定員に達するまで先着順で傍聴の受付を行う形とします。

なお、今申し上げた専門部会の傍聴の手続き方法については、今回のように開催日程が連日となる場合のみとし、本審や期間に余裕がある専門部会につきましては、これまでどおり事前に申し込みいただく方法での傍聴手続きとさせていただきます。

ただ今御説明いたしました手続き内容につきましては、ホームページに掲載予定の開催通知にも記載しておりますので、詳細につきましてはそちらを御確認ください。

次に、先ほど部会長代理からも御説明をいただきましたが、公労、公使など二者以下での非公開の協議の場につきましては、ここ第 3 共用会議室の他に会議室を御用意しておりますので、それぞれ打合せが必要になった場合は、事務局にお声がけください。

その際、傍聴の方は、ここ第 3 共用会議室に待機していただきますようお願いいたします。

また、部会の一時休会をする場合や、その他状況に応じ、傍聴の方に部屋を移動していただくこともございますので、その際は事務局職員の指示に従っていただきますようお願いいたします。

なお、休会時や待機中に、帰宅等される事も可能ですが、その際は、事務局にお声がけいただくようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○三上部会長代理

そのほか、各委員においては、何か連絡事項はありますか。

○各委員

(なし。)

○三上部会長代理

それではこれで、本日の部会はこれで終了します。

どうも御苦勞様でした。

三上 喜美男

堀井 説也

松岡 直哉